

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

論文題目 平安京の歴史と構造

氏 名 北 村 優 季

平安京は 794（延暦 13）年に成立した日本古代の代表的都城の一つである。都城とはいわゆる中国風の条坊制を備えた古代都市の形式をいうが、日本では律令制の形成とともに、藤原京、平城京、長岡京などが相次いで造営されている。平安京は律令国家が創出した最後の都城であり、日本都城の集大成としての性格も帯びていた。

ところで、第二次大戦後の日本史学の中で多くの人々が注目してきたのは、農村や農民の問題であった。日本古代史における土地所有制度や班田農民に関する研究、中世における荘園制や領主制の研究がそれである。これらはいずれも、社会を動かす基本的な「力」が農村や農民に存したという意識に裏打ちされた研究といえることができる。そしてその場合に、都市は社会の中で二次的な存在にとどまり、極めて低い関心しか寄せられなかったのである。しかし農村社会が統合される場、あるいは社会の中のさまざまな人間関係が集約される場である都市の存在を抜きにしては、どの時代であれ、統合された社会の性格を理解することは困難なのではなかろうか。1970 年代以降になると網野善彦氏をはじめ、多くの研究者の目が都市や農民以外の人々に向けられるようになった。

たが、それはとりもなおさず、前近代における都市の存在に対する評価の高まりを示していよう。それに加えて、近年では発掘調査の増加により、古代史研究の分野においても文献以外の新たな資料が続々と蓄積されるようになった。本稿は平安京という 8 世紀末から 11, 12 世紀に機能した都市の実態を扱った論考であるが、それは都市を基本に据えた日本古代史再構成の試みでもある。

さてこのような問題意識に基づいて、本稿では平安京の歴史と史的構造に関する多面的な考察を行ったが、その中心となるのが「平安京—その歴史と構造—」と題するひとまとまりの論考である。そこでは以下の五つの章に分けて論考を展開した。まず第 1 章「平安初期の都市政策」では、遷都後間もない 9 世紀の時期に、京に関してどのような政策が採られたかを概観している。その結果、唐風化の傾向が顕著な嵯峨朝の弘仁年間および 9 世紀後半の貞観年間をピークとして、積極的な都城復興策が実施されたことが明らかとなった。このことは律令国家が衰退の兆しを見せるこの時期にあっても、国家による都城の管理が依然としてなされていたことを示している。

これに対して第 2 章「京戸の法制史」では、同じく 9,10 世紀の時期に京戸がいかに性格を変えていったかを跡づけた。京戸とは左右京に本貫（本籍）を持つ者を指すが、一般の諸国の戸には見られない京戸独自の三つの政策、すなわち穂首括出に関する措置、職写田の設定、絶戸に対する処分に着目し、京の基本的住民のあり方を法制史的観点から追跡した。このことによって、律令に規定された京戸の性格は 9 世紀に大きく変化し、京戸に対する支配が実体と乖離していわば名目的な支配が進行すること、さらに京戸に付与された特殊な地位が解消されていく過程を明らかにした。

第 3 章「京中支配の諸相」では、上の時期に続く 10,11 世紀の平安京を考察の対象とした。周知のように平安京は、10 世紀末に右京の荒廃と左京北部への民家の集中が進行するなど、このころには都城としての実質を失っていくが、そのような時期にいかなる支配体系が存在したかを問うことが本章の主題である。そしてここでは主に以下の点を指摘した。平安京では 10 世紀後半に律令制以来の支配原理すなわち戸籍・計帳を通じた住民支配が形骸化していくが、それに代わって以後は、住民を住居（史料では在家と表記される）を単位として掌握し、それをもとに夫役や夜行役を徴発する体制が確立する。また左右の

京職と並んで檢非違使庁が京の支配に関与し、それと同時に「保」や保刀禰を中心とする住民支配制度が定着した。こうした点を勘案するならば、平安京は律令制的な支配原理が解体した後も一定の支配秩序が存続したことがわかる。

以上の論考が京全体の支配体制を問題にしたのに対して、第4章「御倉町の成立と展開」は京の貴族の邸宅というやや特殊な問題を論じた。御倉町とは文字通り貴重な品々を納めた倉庫群（「町」はこの場合「区画」の意）をいうが、富の象徴であり、また家政の展開の程度を示す御倉町の成立・展開の過程を通じて、王朝貴族と平安京との関わりを分析することが本章のねらいとなっている。この考察によれば、有力貴族の邸宅に御倉町が本格的に登場するのは摂関期以降のことであり、またそれが広く普及するのは、12世紀以降の院政期のことであった。平安京はこのころに宮城を中心とする都城の基本構造を失い、上皇や貴族の邸宅を核とする都市へと変化していくのである。

最後に挙げた第5章「平安京都城論」では、これまでの記述をふまえながら、都城としての平安京の生成から解体に至る過程を、あらためてまとめ直したものとなっている。ここではそれを三つの時期に分けて整理した。すなわち(1)律令制のもとで造営・維持された8～9世紀の段階、(2)その原理が名目的なものに変質していく9～10世紀の段階、そして(3)対外関係の変化や律令国家支配層の解体により、都城の存在意義を喪失した10～11世紀の段階である。平安京をはじめ、日本の都城はしばしば「政治的都市」として、その性格が表現されてきた。しかしこれまでの研究がその内容を厳密に捉えてきたものとは思われない。本稿は都市における「政治的」な意義を、平安京を素材としてあらためて究明した研究でもある。

さて、本稿の中心となる「平安京—その歴史と構造—」の内容は以上の通りであるが、本稿ではこの趣旨を補足するものとして、他に三点の補論を添付した。第一は「京戸について—『都市』としての平城京—」で、これは8世紀に造営された平城京の住民（京戸）の実態を追求した論考である。律令制の最盛期における都城住民の分析は、平安京を考察するための基礎となった。

第二は「研究動向 古代都市史」と題し、戦後から現在までの古代都市研究の歴史を概観している。都城研究の大まかな流れを示すとともに、これまでの都城研究に都市史的視点がきわめて稀薄であることなどを指摘した。平安京の

考察を進める前提作業として、これまでの研究を筆者の視点から整理したものである。

最後に、こうした古代都城研究を日本都市史全体の中に位置づける試みの一つとして、「日本都市史研究ノート」を収めた。「古代都市論と中世都市論」という副題を付したように、近年における日本都市史研究の特徴とその問題点を整理した論考である。前述したように、近年の日本史学界では都市史研究が活況を呈しているが、しかし古代と中世の都市論を比べてみると、両者の間に論点の食い違いが存在していることに気づく。ここではその差異を明確にするとともに、両者の視点を統合することの必要性を説き、あわせて都城の存在が日本の都市史上決して特異な存在ではないことを強調した。平安京を考察の対象としたこの学位請求論文の成果を、日本古代史だけでなく、日本史研究全体の中に位置づける見通しを示したものである。

以上